「

陸士長以下	濃緑色の布製台地にV字形金線をつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

」

に、

「

陸士長から二等陸士まで	濃緑色の布製台地ゆう又は織り出しにV字形線を赤色の糸で刺したものとする。
三等陸士	濃緑色の布製台地ゆう又は織り出しに短ざく形を赤色の糸で刺したものとする。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

」

を

「

陸士長以下	濃緑色の布製台地にV字形線を赤色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

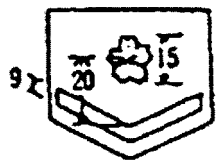
」

に改める。

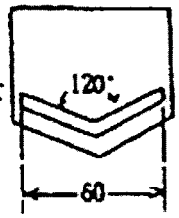
別表第二の図㈠イ甲階級章の図中

「

二等陸士



三等陸士

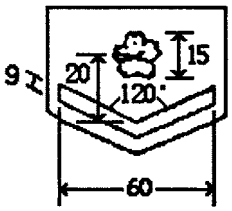


」

を

「

二等陸士

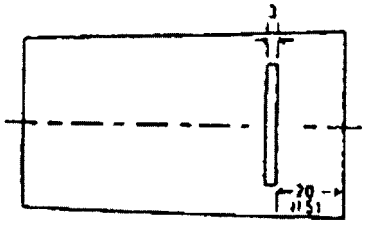


」

に改め、同表の図㈠イ乙階級章の図中

「

三等陸士



」

を削る。

別表第三㈠イの表女性帽章の項中「海曹長から三等海士まで」を「海曹長以下」に改め、同表階級章の項中

「

海士長から二等海士まで	黒色の布製台地に刺しゅうによる赤色V字形線をつけ、その上位に刺しゅうによる赤色の桜花一個をつけたものとする。
三等海士	黒色の布製台地に刺しゅうによる赤色V字形線をつけたものとする。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

」

を

「

海士長以下	黒色の布製台地に刺しゅうによる赤色V字形線をつけ、その上位に刺しゅうによる赤色の桜花一個をつけたものとする。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

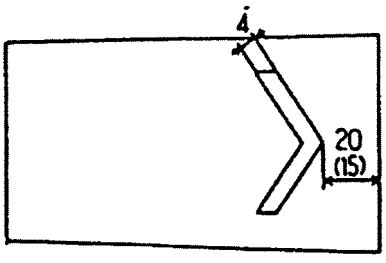
」

に改める。

別表第三の図㈠イ女性帽章の図中「海曹長から三等海士まで」を「海曹長以下」に改め、同表の図㈠イ乙階級章の図中

「

三等海士



」

を削る。

別表第四㈠イの表階級章の項中

「

空士長から二等空士まで	濃紺色の布製台地にV字形線を薄青色の糸でしゆう又は織り出したものとする。
三等空士	濃紺色の布製台地に短ざく形を薄青色の糸でしゆう又は織り出したものとする。
形状及び寸法は、各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章乙と同じとする。	

」

を

「

空士長以下	濃紺色の布製台地にV字形線を薄青色の糸でしゆう又は織り出したものとする。
形状及び寸法は、各階級に応ずる別表第二㈠イの階級章乙と同じとする。	

」

に改める。